

事務連絡
令和4年1月17日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管(部)局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

オミクロン株の更なる流行に備えた事業継続方法の検討について

火葬行政関連業務につきましては、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

他方で、最近のオミクロン株の流行を踏まえ、内閣官房からは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に則り、業務継続計画の着実な実行を求められているところです。

上記基本的対処方針三（10）3）④では、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。」とされており、火葬場も当該不可欠な業務を行う事業者と位置付けられているところ、業務継続計画を点検願います。

併せて、更なるオミクロン株の流行があった場合にも事業の継続を図ることができるように、広域的な対応や、災害時に職員が不足した場合の対応に準じた対応等の検討をお願いいたします。

事務連絡
令和4年2月7日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

オミクロン株の感染流行に対応した広域火葬計画の整備について

火葬行政関連業務については、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

他方で、今般のオミクロン株の感染力の高さは各方面から指摘されているところであり、死亡者数も再び全国的に増加している状況にあります。

火葬場については、国民生活・国民経済の安定確保に特に不可欠な業務を行う事業者であることから、先月17日に事業継続方法の検討を依頼する事務連絡を発出したところですが、その後、各都道府県における対応状況を聴取したところ、新型インフルエンザ等の感染症のまん延時においても、災害発生時と同様に、広域火葬計画に則った形で要員の派遣要請及び受入を行うことが非常に重要となると考えられます。

このことは、死亡者数の増加に対応した広域火葬体制の整備という点でも同様であり、各都道府県におかれては、緊急の事態に対応できるよう、広域火葬計画を改めてご確認いただき、必要に応じて、下記広域火葬計画を参考に規定の整備を行っていただくようお願いいたします。

(参考)

- ・神奈川県広域火葬計画

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/26245/875534.pdf>

- ・千葉県広域火葬計画

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/koushuueisei/bochi/documents/keikaku.pdf>